

「平成30年7月 西日本豪雨」の被害状況等について

京都北都信用金庫

①被害状況

《A支店》（防水板未設置：過去浸水実績無）

- ・店舗内床上約20cm浸水。
- ・ATM機3台が稼働不可。
- ・オートキャッシャー機2台、オープン出納機1台、硬貨包装機1台が使用不可。

《O支店》（防水板設置：過去から浸水実績があった店舗）

- ・店舗及びATMブースに水が浸入。
※店舗内（ピット）に水が浸入したものの大きな被害なし。
- ・ATM機1台が稼働不可。
- ・電話が不通となる（不通状態は当支店のみで、近隣住宅は使用可能）。

《M支店》（設置場所が低い店舗隣接のATMブースに防水板設置：過去から大雨時には近隣河川が溢れ前面の国道等は浸水実績有）

- ・店舗隣接のATMブースが浸水（店舗は少し高い位置にあり店舗内浸水実績なし）
- ・ATM機4台が稼働不可

②職員の安否確認及び被害の確認方法

- ・7月5日（木）および6日（金）にFAXにて全店舗に大雨、洪水等に関する被害状況を翌営業日の8時15分までに報告するよう求めるとともに、防水板設置店舗には防水板の設置を指示。（6日報告では被害なし）
- ・7月7日（土）安否確認メールにより、役職員及び家族の安否状況、家屋の被害状況等の報告を求めた（7名から、床上・床下浸水、土砂崩れによる家屋に一部の被害等の報告あり）。
- ・各店舗長より、緊急対策本部事務局長である総務部長に店舗等状況報告があり、状況把握と状況に応じた対応策を指示。併せて道路事情等の交通情報を収集する。
- ・7日の状況確認より緊急対策本部立上げを決定し、8日午後1時30分緊急対策本部を設置。各部店長に緊急対策本部緊急連絡網・各部店緊急連絡網を利用し、部下職員の状況把握と翌営業日の出勤態勢の確認を指示。被災店舗等への指示・普及状況を確認、全部店の翌営業日の営業態勢を確認後、午後4時30分緊急対策本部解散。

③その他気になったこと、課題となったこと

- ・特に当地は大雨等による災害が発生すると幹線道路・高速道路等の交通網が遮断され店舗に被害がなくとも業務継続が危ぶまれる店舗も存在するため、平時から有事に備えた職員の派遣態勢や職員情報等のデータメンテナンスも重要であることを再確認するとともに、安否確認サービスの更なる有効な利用法を検討することも必要。

以上